

決算審査特別委員会（全体会）

令和3年9月24日（金曜日）午前11時00分開会

出席委員（24名）

委員長	相馬剛	副委員長	山形紀弘
副委員長	森本彰伸	副委員長	田村正宏
委員	堤正明	委員	三本木直人
委員	林美幸	委員	鈴木秀信
委員	益子丈弘	委員	小島耕一
委員	星野健二	委員	中里康寛
委員	齊藤誠之	委員	佐藤一則
委員	星宏子	委員	平山武
委員	大野恭男	委員	鈴木伸彦
委員	松田寛人	委員	眞壁俊郎
委員	中村芳隆	委員	山本はるひ
委員	玉野宏	委員	金子哲也

欠席委員（1人）

委員 室井孝幸

出席議会事務局職員

議会事務局長	増田健造	議事課長	渡邊章二
議事課長補佐 兼庶務係長	印南恵子	議事調査係長	佐々木玲男奈
議事課主査	飯泉祐司	議事課主査	室井理恵
議事課主任	伊藤奨理		

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

○認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

○認定第2号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 3号 令和2年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 令和2年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 令和2年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について
- 認定第 9号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について

【3副委員長報告・質疑・討論・採決】

- 4. その他
- 5. 閉会

開会 午前11時00分

◎開会及び委員長挨拶

○相馬委員長 ただいまから決算審査特別委員会全体会を開会いたします。

改めまして、皆様こんにちは。

予算常任委員会全体会に引き続きまして、決算審査特別委員会全体会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日、室井委員から欠席する旨の届出がありました。

さて、当委員会に付託された案件については、去る9月13日から15日にわたり、各分科会において慎重に審査されております。本日はその審査結果を基に進めてまいります。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行に御協力を賜りますようお願い申し上げます。



◎審査事項

○相馬委員長 それでは、次第3、審査事項に入ります。

本定例会議において当委員会に付託された案件は、認定第1号から認定第9号までの決算認定案件9件でございます。

ここで、本日の委員会の進め方について御説明申し上げます。

まず、当委員会に付託されている議案につきましては、各分科会における審査結果の報告を行います。報告が終わりましたら、議案ごとに順次、質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。

それでは、まず初めに、決算審査特別委員会第1分科会における審査結果について、山形副委員

長から報告をお願いいたします。

○山形副委員長 それでは、決算審査特別委員会第1分科会における審査経過と結果について御報告いたします。

令和3年9月那須塩原市議会定例会議において、当分科会で審査した案件は、決算認定案件5件であります。

これらの付託案件を審査するため、本定例会議に提出された各会計の歳入歳出決算書、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りはないか、行政効果はどうかを基本に、去る9月13日から15日までの3日間、議場、303会議室及びオンライン会議において、委員全員出席の下、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された意見・質疑等を中心に申し上げます。

初めに、認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

初めに、企画部の審査について申し上げます。

企画政策課の審査において、委員から、那須地区広域行政事務組合の負担金が増額になった理由について何うとの質疑があり、執行部からは、屠畜場の施設の廃止に伴い特別会計も廃止となり、土地の管理などが一般会計に普通財産として繰り入れられ、施設の解体に係る維持管理費が計上されたため、増額となったとの答弁がありました。

次に、デジタル推進課の審査において、委員から、市内5か所の光ファイバーケーブル支障移転補償の業務について何うとの質疑があり、執行部からは、光ファイバーケーブルは、電柱に添架しているものであり、その電柱を土地の開発等で電柱を動かすことになった場合は、移転の補償費が

発生するとの答弁がありました。

次に、秘書課の審査において、委員から、まちづくり大使活動謝礼40万円についての内容について何うとの質疑があり、執行部からは、市のイベント等への参加をお願いした際に、各10万円支払う。なすしおばらチャンネルの中でメッセージをお願いした謝礼、那須塩原市映画祭の出演の謝礼、温泉ガストロノミー交流会司会等の謝礼、東京2020オリンピック聖火リレーミニセレブレーションの司会としての謝礼、合計4回の実施となっているとの答弁がありました。

次に、市民協働推進課の審査において、委員から、新型コロナウイルス感染症拡大によって、様々な研修やイベントが中止になり、男女共同参画費が昨年度に比べ大幅な減額となったが、市民活動にどのような影響があったのかとの質疑があり、執行部から、各団体においても、事業はやりにくく、事業もほぼ中止の状況であり、市民活動全体としても何も活動ができないという声が聞こえており、コロナの影響は大きかったとの答弁がありました。

次に、那須塩原駅周辺整備室の審査において、委員から、那須塩原駅周辺有識者会議運営業務内容と有識者会議委員の謝礼について何うとの質疑があり、執行部から、業務委託として、ビジョン策定に向けて外からの視点を加える上で、外部の有識者4名による会議を昨年度は3回開催した。有識者会議委員の謝礼は、運営業務とは別に報償金として計上しているとの答弁がありました。

次に、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会、公平委員会の審査について申し上げます。

委員から、栃木県知事選挙費において、非常勤職員の積算根拠と一般職手当の内容について何うとの質疑があり、執行部から、投票管理者は1万

2,800円で43か所、投票立会人は1万900円で40か所、投票管理者は1万800円、開票立会人は8,900人で合計金額343万3,000円である。また、一般職員の手当の報酬単価は市の規則によって決まっているとの答弁がありました。

次に、総務部の審査について申し上げます。

総務課の審査において、委員から、物品売払収入の歳入334万4,000円の内容について何うとの質疑があり、執行部から、消防自動車を公売によって5台売却した。今回は初めて公売を実施、ホームページから全国的に公売をかけ、オークション形式で実施した。今後は、市内企業等で、自主消火活動において使用する希望があれば優先的に譲渡したい。今後もさらなる周知活動に努めていくとの答弁がありました。

次に、財政課の審査において、委員から、黒磯公共職業安定所用地の賃借料の内容について何うと委員から質疑があり、執行部から、市が民間から土地を借りて、それを市が栃木労働局に土地を貸している。面積については1,349.71平米で、契約期間は令和8年度末までとの答弁がありました。

次に、契約検査課の審査について申し上げます。

委員から、入札・契約費において、令和2年度の当初予算時には、新規事業として、電子入札システム契約データ作成費用が688万9,000円が計上されていたが、決算で、委託料が約半額の理由について何うとの質疑があり、執行部から、プロポーザルで入札システムを切り替えた結果、契約金額が安価になった。昨年3月の補正予算において、334万9,000円の委託料を減額したとの答弁がありました。

次に、課税課及び収税課の審査において申し上げます。

委員から、収納率向上のため、経費をかけてコンビニ収納サービスやクレジット収納サービスを

活用しているが効果があるのかとの質疑があり、執行部から、収納率向上のために、納付環境の整備は必要と感じている。以前は、窓口での納付しか方法がなかったことが、クレジット納付や、スマートフォンでの納付を整備することで、24時間どこでもいつでも納めることができるようになったことで、収納率の向上に貢献しているとの答弁がありました。

次に、会計課の審査について申し上げます。

委員から、会計管理費において増額になった理由について伺うとの質疑があり、執行部からは、指定金融機関の派出と振込依頼人名細分化に対し、新規に約350万円を支出するようになった。また、会計年度任用職員の賃金が、令和2年度においては総務課所管の予算となり、約240万円減額となったため、その差額109万9,393円が増額であるとの答弁がありました。

次に、議会事務局の審査について申し上げます。

委員から、特に意見や質疑等はありませんでした。

次に、戦略推進局の審査について申し上げます。

委員から、講演会、勉強会の報償金と、普通旅費の内容について伺うとの質疑があり、執行部からは、テレワークの勉強会、まちづくりの開発ディスカッションの合計2回開催した。普通旅費については、緊急事態宣言前に、数回にわたり東京出張とワーケーションの視察として、経費29万4,900円であるとの答弁がありました。

次に、塩原支所の審査について申し上げます。

総務福祉課の審査において、委員から、防火水槽整備事業の内容と設置に至る経緯について伺うとの質疑があり、執行部からは、地権者からの要望により移転を行い、立木・支障物件の補償が生じたとの答弁がありました。

次に、産業観光建設課の審査において、委員か

ら、塩原温泉華の湯の新型コロナウイルスの影響による利用状況と損失補填の内容について伺うとの質疑があり、執行部からは、利用人数は前年度に比べ約1万3,000人の減となった。損失補填は新型コロナウイルスの影響で、休館を市のほうで指示しており、801万4,000円を支出したとの答弁がありました。

次に、西那須野支所の審査について申し上げます。

総務税務課の審査において、委員から、特に質疑や意見等はありませんでした。

次に、市民福祉課の審査において、委員から、特に質疑や意見等はありませんでした。

次に、産業観光建設課の審査において、委員から、特に質疑や意見等はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第1号は、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第2号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

総務部課税課及び収税課の審査において、委員から特に質疑や意見等はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第2号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第3号 令和2年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

総務部課税課及び収税課の審査において、委員から特に質疑や意見等はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第3号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第4号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申

上げます。

総務部課税課及び収税課の審査において、委員から特に質疑や意見等はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第4号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

最後に、認定第5号 令和2年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

塩原支所産業観光建設課の審査において、委員から、上・中塩原温泉使用料の滞納繰越分は、昨年制定された債権管理条例によって金額の分類はされているのかとの質疑があり、執行部から、債権者ごとの個別や月ごとについては整理がついている。分類については、今後整理を行いたいとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第5号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会で審査した案件の審査の経過と結果についての御報告を終わります。

大変申し訳ございません。開票立会人8,900円というべきところを、投票立会人8,900円と発言しました。開票立会人が正しいので、訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

○相馬委員長 ありがとうございます。

次に、第二分科会における審査結果について、森本副委員長から報告をお願いいたします。

森本副委員長。

○森本副委員長 決算審査特別委員会第二分科会の審査経過と結果について御報告いたします。

令和3年9月那須塩原市定例会議において、当分科会に付託された案件は、決算認定案件4件であります。

付託案件を審査するため、本定例会議に提出さ

れました各会計歳入歳出決算書、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りがないか、行政効果はどうかを基本に、去る9月13日から15日までの3日間、303会議室、オンライン会議、議場において、13日は委員8名、14、15日は委員全員出席の下、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された意見・質疑などを中心に申し上げます。

それでは、認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保健福祉部の審査について申し上げます。

社会福祉課の審査では、委員から、生活困窮者自立支援事業費の住居確保給付金事業の内容を伺うとの質疑があり、執行部からは、所得制限の範囲内の申請者に対して、生活保護基準と同等の住宅扶助費を支給するものである。金額の上限は、1人世帯が3万2,200円、2人世帯だと3万9,000円、3人以上の世帯では4万1,800円であり、期間は原則3か月、最長9か月であるとの答弁がありました。

次に、高齢福祉課の審査では、委員から、地域医療介護総合確保事業費の介護に関する入門的研修の内容を伺うとの質疑があり、執行部からは、御家族を初めて介護する方を対象に、入門的研修を行ったとの答弁がありました。

国保年金課の審査では、委員から、後期高齢者医療特別会計繰出金の増加要因を伺うとの質疑があり、執行部からは、事務執行のために使用しているシステムの経費と、後期高齢者医療広域連合に納入する保険基盤安定繰入金が増加しているとの答弁がありました。

次に、健康増進課の審査では、委員から、新型コロナウイルス感染症対策費の、新型コロナウイルス感染症対応医療体制確保支援金の内容を伺うとの質疑があり、執行部からは、新型コロナウイルス感染症の専門病床を確保した市内医療機関に対して支援金を交付した。確保した専用病床の数、日数、重症患者を受け入れているかなどで病床ごとに単価を設定し、1日当たりの額を決め、交付を2か所に行ったとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策室の審査では、委員から、新型コロナウイルス感染症対策費の市民向けPCR検査業務について、1検体ごとの平均検査人数と委託先、そして、令和2年度の陽性判定数を伺うとの質疑があり、執行部からは、1検体につき平均で2人が利用しており、令和2年度の陽性判定者はいなかった。業務委託先は、ちびっこの科学と遊び株式会社という宇都宮にある事業所であるとの答弁がありました。

子ども未来部の審査について申し上げます。

子育て支援課の審査では、委員から、子育てコミュニティ広場管理運営費が減額になった理由を伺うとの質疑があり、執行部からは、令和元年度に計上していた当該施設を開設するための改修費用や、遊具、備品などの購入費用が、令和2年度にないことが減額になった理由であるとの答弁がありました。

次に、保育課の審査では、委員から、民間保育施設等整備支援事業費で、待機児童解消を目的として施設整備を行ったとのことだが、その効果を伺うとの質疑があり、執行部からは、2施設に支援を行い、1つの施設で定員が5人から15人に、もう一つの施設では90人から100人に増え、令和3年4月の待機児童はゼロになったとの答弁がありました。

また、ほかの委員から、新型コロナウイルス感

染症対策費で、民間保育園等応援事業応援金を支出しているが、内容を伺うとの質疑があり、執行部からは、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育事業所等37園に交付している。基本額を1園当たり10万円とし、それに園児1人につき3,000円を加算している。1番多いところで約110万円、一番少ないところで12万円を交付しているとの答弁がありました。

教育委員会事務局教育部の審査について申し上げます。

教育総務課の審査では、委員から、学校給食業務管理費の減額の理由を伺うとの質疑があり、執行部からは、新型コロナウイルスの影響で臨時休校があり、370万円の減額になったとの答弁がありました。

また、ほかの委員から、スクールバス運行費で、コロナ禍での増線とのことだが、乗車率と増線の基準を伺うとの質疑があり、執行部からは、スクールバス内の密を解消するため、6校10路線のうち、4校6路線で増線をした。その基準は乗車率50%以上としたとの答弁がありました。

次に、学校教育課の審査では、委員から、学級満足度アンケート等関連検査実施業務の効果を伺うとの質疑があり、執行部からは、子供たちの日頃の生活の状態や、一人一人の学級への所属感、知能検査や標準学力検査などとも関連し、担任を中心に、教員が適切な学級経営や個々の子供たちへの支援を行えるようにすることが効果であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、小学校就学援助費の入学準備金の案内はいつ頃送付し、いつ頃支給されるか伺うとの質疑があり、執行部からは、9月上旬に、小学校に入学する前に行う就学時健康診断の案内に同封して送付し、年明けの3月に支給しているとの答弁がありました。

また、ほかの委員から、小学校市採用教師支援費が1億4,000万円減額となっているが、人数を減らしたのかとの質疑があり、執行部からは、減額の理由は会計年度任用職員制度への移行によるもので、人数は、小学校で113名、中学校で154名であるとの答弁がありました。

次に、生涯学習課の審査では、委員から、黒磯文化会館の施設利用状況が10.5%とのことだが、前年からどのくらい下がったのか何うとの質疑があり、執行部からは、入場者数はおよそ90%弱減になっているとの答弁がありました。

次に、スポーツ振興課の審査では、委員から、振興費の報奨金、激励費の内容を何うとの質疑があり、執行部からは、市民が全国大会に出場すると1万円、関東大会に出場すると5,000円を激励費として支給しているとの答弁がありました。

最後に、国体推進課の審査では、委員から特に質疑はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、認定第2号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保健福祉部の審査について申し上げます。

国保年金課の審査では、委員から、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入の減少があった方に対し、保険税の減免措置を行うということだが、対象数について何うとの質疑があり、執行部からは、対象の世帯は109であり、減免措置に対して、国から約1,100万円の補填があったとの答弁がありました。

健康増進課の審査では、特に質疑はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第2号 令和2年度那

須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、認定第3号 令和2年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保健福祉部国保年金課の審査について、申し上げます。

委員から、後期高齢者医療広域連合の納付金が増額になった要因を何うとの質疑があり、執行部からは、被保険者が増加していることが1点、所得が少ない人への保険料の軽減措置がなくなったことが1点、そして、所得の多い方への賦課限度額が2万円ほど上がり、保険料が増額となったことなどが要因であるとの答弁がありました。

健康増進課の審査では、特に質疑はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第3号 令和2年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

最後に、認定第4号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保健福祉部高齢福祉課の審査について、申し上げます。

委員から、総合相談事業の決算額が増額となった理由について何うとの質疑があり、執行部からは、地域包括支援センターの人員配置増による人件費の増加であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第4号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会に付託された案件の審査経過

及び結果についての報告を終わります。

○相馬委員長 ありがとうございます。

最後に、第三分科会における審査結果について、田村副委員長から報告をお願いいたします。

○田村副委員長 決算審査特別委員会第三分科会における審査の経過と結果について御報告をいたします。

令和3年9月那須塩原市議会定例会議において、当分科会で審査した案件は、決算認定案件5件であります。

これらの案件を審査するため、本定例会議に提出された各会計の歳入歳出決算書、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りはないか、行政効果はどうかを基本に、去る9月13日から15日までの3日間、オンライン会議、議場及び303会議室において、委員7名出席の下、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された意見・質疑等を中心に申し上げます。

初めに、認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

初めに、上下水道部の審査について申し上げます。

管理課、整備課の審査において、委員から、浄化槽設置整備事業補助金の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換による宅内配管補助対象が42件に対し、単独処理浄化槽撤去費補助金の対象件数が38件と少ない理由を伺うとの質疑があり、執行部からは、農家の方など敷地的に余裕がある場合、単独処理浄化槽を撤去せずに合併浄化槽を設置するケースなどにより乖離が生じるとの答弁がありました。

次に、市民生活部の審査について申し上げます。

環境課の審査において、委員から、狂犬病予防費の犬猫避妊去勢手術助成対象頭数が6割増とのことであるが、実際に野良犬や野良猫は減少しているのか伺うとの質疑があり、執行部からは、特に東原・青木地区の野良犬が減少せず、捕獲頭数は横ばいで推移しているとの答弁がありました。

廃棄物対策課の審査において、不法投棄巡回監視事業の実績と効果を伺うとの質疑があり、執行部からは、不法投棄対応102件、屋外焼却対応33件等であり、また、定期的な巡回監視により十分な抑止効果も発揮されているとの答弁がありました。

生活課の審査において、委員から、交通安全対策事業において、交通指導員の報償費減額の理由を伺うとの質疑があり、執行部からは、会計年度任用職員制度導入により、月額支給から日額支給に変更したこと、またコロナによる臨時休校の影響によるものとの答弁がありました。

市民課の審査において、委員から、マイナンバーカード申請後、長期間交付されず滞留している枚数を伺うとの質疑があり、執行部からは、370人分のマイナンバーカードが1年以上交付されず滞留しているとの答弁がありました。

次に、気候変動対策局の審査について申し上げます。

委員から、地球温暖化対策推進費事業における気候変動情報収集と分析業務の内容について伺うとの質疑があり、執行部からは、宇都宮大学の協力の下、農業・観光・防災・教育の4分野の関係団体等に、事業の趣旨を理解していただいた上で情報収集と分析を行ったものであるとの答弁がありました。

また、委員から、太陽光発電設備の設置等耐荷重調査業務の内容について伺うとの質疑があり、

執行部からは、本年度実施している、指定避難所の再生可能エネルギー導入事業の対象になっている公民館の耐荷重を調査したものであるとの答弁がありました。

次に、産業観光部の審査について申し上げます。

農務畜産課の審査において、委員から、畜産競争力強化対策緊急整備事業の内容について伺うとの質疑があり、執行部からは、地域の畜産農家や畜産関連事業者等によって構成されたクラスター協議会が、生産拡大、収益性の向上を図っている事業で、国から2分の1の補助金が出ているものとの答弁がありました。

また、委員から、青木ふるさと物産センター再整備基本方針策定委員会有識者ヒアリングの内容について伺うとの質疑があり、執行部からは、地域DMO代表、飲食事業者、農業コンサルなど、4名の方から民間活力の導入の必要性などの意見を聴取し、市としての方向性決定の参考としたとの答弁がありました。

農林整備課の審査において、委員から、農林水産業施設災害復旧事業は、近年の災害の激甚化や頻発化を踏まえ、事前防災の観点から対策を講じてほしいとの意見がありました。

商工観光課の審査において、委員から、企業誘致事業における企業立地促進奨励金4件の詳細と効果について伺うとの質疑があり、執行部からは、新規に立地した1件と、既存立地企業の増設、設備投資案件3件について、それぞれ固定資産税相当額を交付金として交付したものであり、前年度比で件数が増加したことからも、相応の効果があったものと認識しているとの答弁がありました。

次に、農業委員会事務局の審査について申し上げます。

委員から、コロナ禍により農業委員会の活動に対する影響や、農業者の申請等に不便をきたすこ

とがなかったのか伺うとの質疑があり、執行部からは、当然、活動において一定の制約はあったものの、市民の方や申請者に不便をかけることのないように農業委員の方々との協力を努めたとの答弁がありました。

また、建設部の審査について申し上げます。

都市計画課の審査において、委員から、昨年度実施された都市計画審議会の内容について伺うとの質疑があり、執行部から、栃木県の都市計画マスタープランの那須塩原市都市計画区域の整備、開発及び保全の変更に対する意見の照会を受けて実施したものであるとの答弁がありました。

また、委員から、関谷地区の分譲地の15区画について、今後の販売促進策について伺うとの質疑があり、執行部からは、引き続き案内看板や不動産事業者への周知、また、立地適正化計画の居住誘導区域内であることの魅力をアピールしていくとの答弁がありました。

都市整備課の審査において、委員から、黒磯駅周辺地区都市再生整備計画事業における街なみ環境整備事業の内容と効果を伺うとの質疑があり、執行部からは、外観の修景を対象に助成を行うもので、昨年度は21件実施し、黒磯駅前にモダンな店構えの店舗が増え、街なみの景観の向上に寄与しているものと理解しているとの答弁がありました。

道路課の審査において、委員から、市道新南下中野線の進捗状況を伺うとの質疑があり、執行部からは、事業費ベースでは71.8%、用地取得率はおおむね90%であるとの答弁がありました。

建築指導課の審査において、木造住宅耐震診断等補助事業として実施されたダイレクトメールの内容と効果について伺うとの質疑があり、執行部からは、黒磯地区で、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の木造住宅所有者を対象に、

今年度からの耐震診断費の補助金増額等を周知するために発送したもので、短時間で募集枠が埋まってしまったことから、相当の効果を発揮したと認識しているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第1号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第6号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

市民生活部環境課の審査において、委員から、令和2年度に赤田霊園及び塩原温泉さくら公園墓地において返還となった区画数はとの質疑があり、執行部からは、赤田霊園は4区画、塩原温泉さくら公園墓地は1区画であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第6号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第7号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

産業観光部商工観光課の審査において、委員から質疑はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第8号 令和2年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

上下水道部管理課及び整備課の審査において、委員から、令和2年度は西那須野地区と塩原地区の一部で漏水調査を実施したとのことだが、今後の調査予定はとの質疑があり、執行部からは、市内全域を対象に計画的に調査を実施していくとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第8号については、全員異議なく、原案のとおり可決及び認定すべきも

のと決しました。

最後に、認定第9号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

上下水道部管理課及び整備課の審査において、委員から、年間汚水処理量と年間有収水量が減少した理由はとの質疑があり、執行部からは、コロナ禍の影響で、飲食・宿泊事業者などの業務用使用量の減少が、感染対策による手洗いなどによる生活用使用量の増加を上回ったことによるものとの答弁がありました。

また、委員から、塩原水処理センターの監視制御設備更新による効果はとの質疑があり、執行部からは、黒磯水処理センターによる遠方監視機能の強化により、人件費の削減につながっているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第9号については、全員異議なく、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会で審査した案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○相馬委員長 ありがとうございます。

以上で、各分科会における審査結果の報告が終わりました。

これより各議案の審査に入ります。

まず、認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

まず、質疑を許します。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑の途中ですが、御意見を伺います。

御意見はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了し、
討論を許します。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、討論を終結し、
採決いたします。

認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。ハンドサインをお願いいたします。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 ありがとうございます。

異議がないものと認め、よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑、御意見をお受けいたします。

まず、質疑を許します。

堤委員、お願いいたします。

○堤委員 国民健康保険特別会計決算についての、
ちょっと内容でお伺いします。

特別会計の審査意見書の中の31ページに歳出の項目がございしますが、ここで、2年度の予算現額が130億711万6,000円、支出済額が121億3,273万2,386円となって、執行率が93.3%となっております。元年度の執行率が95.1%で、執行率としては1.8%の減ということで、9億円ほど未執行という状態ですが、こういうことに関して質疑はあったでしょうか。

○相馬委員長 それでは、第2分科会、森本副委員

長、答弁をお願いします。

○森本副委員長 質疑はございませんでした。

以上です。

○相馬委員長 続けて、堤委員。

○堤委員 続けて質疑ということで、同じく審査意見書の39ページの財政調整基金について、決算年度末の現在高が24億円3,438万1,743円となっており、前年度末と比べて1億3,557万3,544円積立となっております。これは、平成29年度末から毎年増加がしているようですが、このような財政調整基金が毎年膨らんでいるという状況に対して質疑はあったでしょうか。

○相馬委員長 答弁をお願いいたします。

森本副委員長。

○森本副委員長 答弁いたします。

そのような質疑はございませんでした。

以上です。

○堤委員 分かりました。

○相馬委員長 堤委員に申し上げます。

ただいまの3副委員長の報告に対し、質疑をお願いしたいと思いますが、よろしくお願いたします。報告になかったところについては、質疑の対象ではないようお願いいたします。よろしくお願いたします。

ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 それでは、質疑の途中ですが、委員からの御意見はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了し、
討論を許します。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、討論を終結し、
採決いたします。

認定第2号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がありましたので、ハンドサインによる採決を行います。

それでは、認定第2号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の方はハンドサインをお願いいたします。丸でお願いいたします。

〔賛成者ハンドサイン〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

賛成多数と認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和2年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑、御意見をお受けいたします。

まず、質疑を許します。ございませんか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、質疑の途中ですが、委員からの御意見をお受けいたします。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第3号 令和2年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

異議がないものと認めます。

よって、認定第3号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑、御意見をお受けいたします。

まず、質疑を許します。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、質疑の途中ですが、委員の皆様からの御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

じゃ、堤委員。

○堤委員 今日の全体の分科会の中の、質疑についての全体会での質疑に限ってほしいというちょっとコメントがございましたので、その質疑は差し控えて、今、討論として、先ほどの内容について、介護保険特別会計の決算についての歳出のところで、国民健康保険税と同じように、この審査意見書の33ページの歳出について、意見を申し述べます。

歳出の2年度予算現額94億9,677万6,000円となっており、支出済額が80億9,577万6,999円となっておりまして、執行率が85.2%でございます。元年度の執行率が88.1%と約2.9%の減となっておりますので、このようところで予算がしっかり執行されていなかったという数字が表れておりま

す。

これに対して、それぞれ分科会の中では、いろいろ討論がなかったのかお伺いします。

○相馬委員長 堤委員に申し上げます。

すみません、質疑は終了いたしました。現在討論をお受けしているところでございます。なので、討論について、まず、賛成討論なのか反対討論なのか示させていただいた上で、その内容について、討論を行っていただきたいかと思っております。よろしくお願いたします。

○堤委員 基本的には、この介護保険特別会計の決算について、先ほど申しましたように、執行率が前年度よりも悪化しているというところで、反対として意見を述べさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○相馬委員長 反対討論ということでよろしいでしょうか。

○堤委員 はい。

○相馬委員長 分かりました。

ほかに討論はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、反対討論がございましたので、ハンドサインによる採決を行います。

認定第4号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の方はハンドサインをお願いいたします。確認できるまで手を挙げておいていただければと思います。

[賛成者ハンドサイン]

○相馬委員長 ありがとうございます。

賛成多数と認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

よろしいでしょうか。

次に、認定第5号 令和2年度那須塩原市温泉

事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第一分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

まず、質疑を許します。

質疑はございますでしょうか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 質疑の途中ですが、委員から御意見はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第5号 令和2年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第5号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第三分科会の報告に対し、質疑、御意見をお受けいたします。

まず、質疑を許します。

[発言する人なし]

○相馬委員長 質疑の途中ですが、委員の皆様から御意見はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了し、

討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第6号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするので異議ございませんか。ハンドサインをお願いいたします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第6号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第三分科会の報告に対し、質疑、御意見等をお受けいたします。

まず、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑の途中ですが、委員の皆様から御意見がございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第7号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするので異議ございませんか。ハンドサインをお願いいたします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

異議がないものと認めます。

よって、認定第7号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 令和2年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

第三分科会の報告に対し、質疑、御意見をお受けいたします。

まず、質疑を許します。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑の途中ですが、委員の皆様から何か御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第8号 令和2年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定すべきものとするので異議ございませんか。ハンドマークをお願いします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

異議がないものと認めます。

よって、認定第8号については原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

第三分科会の報告に対し、質疑、御意見をお受けいたします。

まず、質疑を許します。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、質疑の途中ですが、委員の皆様から何か御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第9号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定すべきものとするに異議ございませんか。ハンドマークをお願いします。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ありがとうございます。

異議がないものと認めます。

よって、認定第9号については原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、審査事項は終了といたします。

◎その他

○相馬委員長 次に、4、その他に入ります。

その他で委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、事務局よりその他として何かございますか。

課長。

○渡邊議事課長 (事務局連絡。)

○相馬委員長 ほかにございますか。事務局大丈夫ですか。

事務局。

○飯泉議事課主査 (事務局連絡。)

○相馬委員長 分かりました。ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 これで、今定例会議における当委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださるようお願いいたします。

◎閉会の宣告

○相馬委員長 以上をもちまして決算審査特別委員会全体会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 零時03分